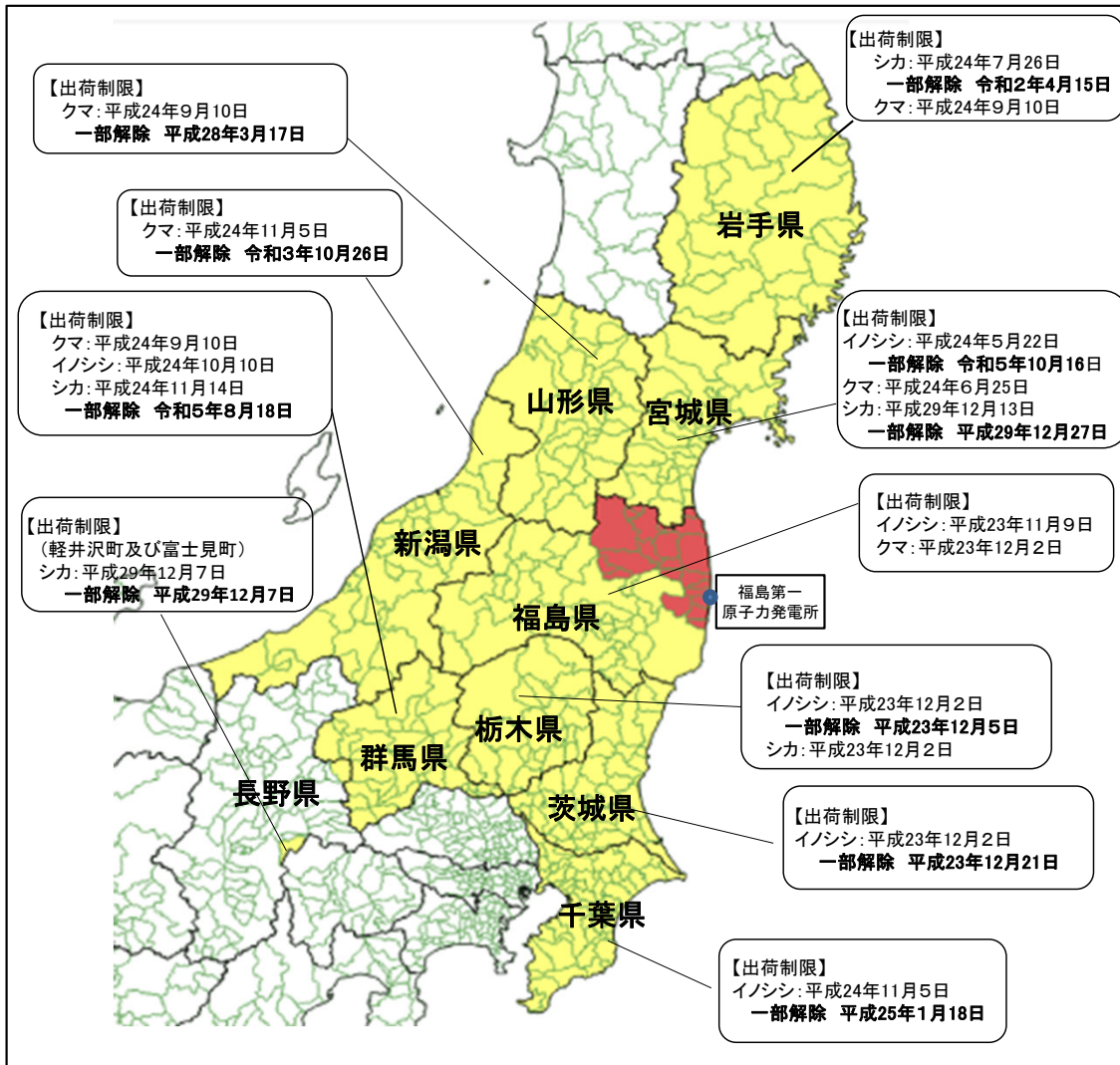


野生鳥獣肉の出荷制限等の状況(令和5年12月18日時点)

- 原子力災害対策特別措置法に基づき、現在、10県(岩手県・宮城県・山形県・福島県・栃木県・茨城県・群馬県・千葉県全域、新潟県・長野県の一部地域)において、野生鳥獣肉の出荷制限等が指示されている。
- このような中、これまでに、宮城県・栃木県・茨城県・千葉県のイノシシ肉、岩手県・宮城県・群馬県・長野県のシカ肉、山形県・新潟県のクマ肉について、全頭検査や安全確認スキームを構築した上で出荷可能とする「一部解除」を措置している。



■ 摂取制限・出荷制限が指示されている地域

■ 出荷制限が指示されている地域

[上図は、獣種別(イノシシ、シカ、クマ)に出荷制限等が指示された県、指示日及び一部解除日を表記。]

モニタリング検査の実施

- ・原子力災害対策本部が策定したガイドライン(「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」)に基づき、17都県で、検査計画を策定し、野生鳥獣肉のモニタリング検査を実施。

出荷再開に向けたスキーム

- ・一部解除(全頭検査のうえ、基準値を下回るもののみ出荷可能)
 - 県が出荷・検査方針を定め、安全管理体制を整備したうえで、全頭検査を行い、結果が基準値(100Bq/kg)以下の個体のみ出荷可能
- ・解除(検査不要で出荷可能)
 - 県域又は地理的範囲が明確になる単位(市町村等)での解除

解除条件:解除しようとする地域で、野生鳥獣の移動性、個体差、季節変動、捕獲期間等を考慮して十分な検体数を確保しつつ検査を実施し、その結果が安定して基準値を下回っていること

【一部解除により出荷可能な施設(カッコ内は施設所在地)】

- 岩手県(シカ肉) 1施設(大槌町)
- 宮城県(シカ肉) 3施設(石巻市、女川町)
(イノシシ肉) 1施設(大崎市)
- 山形県(クマ肉) 1施設(小国町)
- 栃木県(イノシシ肉) 1施設(那珂川町)
- 茨城県(イノシシ肉) 2施設(石岡市、高萩市)
- 群馬県(シカ肉) 1施設(高崎市)
- 千葉県(イノシシ肉) 15施設(勝浦市、君津市、大多喜町、鴨川市、木更津市、茂原市、いすみ市、館山市、富津市)
- 長野県(シカ肉) 1施設(富士見町)
- 新潟県(クマ肉) 4施設(上越市、十日町市、南魚沼市、糸魚川市)